

平成17年度予算 案)における重点四分野該当施策に関する成果目標等【公正取引委員会】

No	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	17年度 予算額 (案) (百万円)
1	競争政策広報	独占禁止法教室(出前授業)を受講した生徒の理解度の向上 (目標値 理解度 70%以上)	ビデオや実演を導入した分かりやすい授業内容の工夫 講師の研修や授業の事前準備の充実	受講後にアンケート調査を実施	2
2	情報処理システム化推進等	電子政府の構築により、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図る。目標値 申請件数の増加、全額振込化、情報セキュリティ事故の防止)	公正取引委員会電子政府構築に定めた施策について、電子申請等手続の周知、CIO補佐官の活用等を図り実施する。	成果目標について状況を把握	193
3	審判等関係	的確な独占禁止法違反行為の排除並びに運用の透明性の確保	独占禁止法違反に対する行政処分である審決を行うに当たって、当該行政処分の名あて人の利益が不当に損われないよう、当該行政処分の手続の適正を確保する。	適正な手続を保障する上で有効であったか、審理期間等の観点から効率的に行われたか等について評価する。	17
4	電気、ガス及び電気通信事業分野等、IT・公益事業分野における公正な競争促進	IT・公益事業分野における公正な競争促進のための環境整備を成果目標とする。	対象事業分野の事業者等に対するアンケート、ヒアリング等による実態調査を実施し、また、学識経験者等による問題点の検討を行うことにより、 ①公正かつ自由な競争促進の観点からの問題点の指摘 ②公正かつ自由な競争を促進するためのルール策定を行うことを目標達成の手段とする。	事業者等に対するアンケート、ヒアリング等を実施	9
5	企業の結合等関係調査・規制	企業結合等に係る独占禁止法違反行為の排除 事業者が行う事前相談について原則として30日以内に通知	ユーザー及び競争業者からヒアリング等の調査を実施し、速やかに詳細かつ的確な事案の判断を行い、問題点がある場合には問題点の指摘を行うなどの対処を図るとともに、米国・EU等の海外実態調査を行い、経済分析理論の導入に関する調査・研究を進める。	問題点の指摘に対する改善状況、審査期間などから評価する。	14
6	事業者・事業者団体相談・指導	事業者及び事業者団体からの相談に適切に対応するとともに、独占禁止法等の内容について普及・啓発を図り、違反行為を未然に防止することによって、公正かつ自由な競争を促進する。具体的には、中小事業者に対し独占禁止法の普及・啓発を図るとの観点から、地域の中小事業者の身近な相談窓口となっている全国の商工会議所及び商工会を、独占禁止法のより効果的な相談窓口とすべく、商工会議所等主催の経営指導員研修会等への講師派遣回数を50回程度にする(平成15年度は46件)。	経営指導員研修会への講師派遣は商工会議所等からの依頼に基づくことから、通常より早い時期(平成17年1月頃)に日本商工会議所や全国商工会連合会といった上部団体に協力を要請する。	地方事務所実施分も含めて派遣回数を集計。今後、講習の内容に対する、理解度・満足度を把握すべく、アンケート調査等を実施することを検討。	19

No	施策名	成果目標	成果目標を達成するための手段	成果目標の達成度合いの 事後的な評価方法	17年度 予算額 (百万円)
7	物品の製造委託・修理委託における下請取引公正化推進等	親事業者の下請事業者に対する取引について、物品の製造・修理委託に係る下請代金の支払遅延、減額等の下請法違反行為に厳正・迅速に対処し、これらを排除することにより、下請事業者の利益を保護し、もって公正かつ自由な競争を維持・促進する。 また、定期書面調査上は書面発注率が約95%となっていることから、引続き違反行為に対して厳正に対処することにより、この比率の維持・向上に努める。	親事業者及び下請事業者に対して定期的に書面調査を実施し、下請法違反行為を行っているおそれのある親事業者に対して実地調査等を行い、違反行為が判明した親事業者に対しては、その排除のために必要な措置を厳正・迅速に講じる（平成15年度は勧告8件、警告1,357件。）。	事件処理状況（件数）、事件処理日数、書面発注率等を定期調査により評価する。	23
8	役務等の委託取引における下請取引公正化推進等	親事業者の下請事業者に対する取引について、役務提供委託及びコンテンツ等情報成果物作成委託の委託に係る下請代金の支払遅延、減額等の下請法違反行為に厳正・迅速に対処し、これらを排除することにより、下請事業者の利益を保護し、もって公正かつ自由な競争を維持・促進する。 また、役務分野の下請取引においては、従来から同法の対象となっている製造業に比べて書面発注率が低いことから、この書面発注率を3年間で製造業並み（約95%）とする。	親事業者及び下請事業者に対して定期的に書面調査を実施し、下請法違反行為を行っているおそれのある親事業者に対して実地調査等を行い、違反行為が判明した親事業者に対しては、その排除のために必要な措置を厳正・迅速に講じる。	事件処理状況（件数）、書面発注率等を定期調査により評価する。	45
9	消費者取引適正化推進等 (対消費者電子商取引実態調査・規制)	消費者向け電子商取引の健全な発展と消費者取引の適正化を図ることにより、不当な顧客誘引を防止し、公正な競争を確保し、一般消費者の利益を確保する。 不当表示未然防止の観点から送信する事業者に対する啓発メールの発出数を今後5年間で、平成15年度実績の25%増とする（平成15年度実績32件）。また、啓発メールによる表示の改善率について70%以上とする。	電子商取引調査員に対する研修及び適切な指導による情報収集の強化	年度における啓発メールの送信件数及び表示の改善状況を調査。	6
10	景品表示法違反事件調査 Ⅱ（関連除く）	景品表示法の厳正な運用を通じた公正な競争の確保、消費者利益の確保	調査ノウハウ共有のための研修の実施、情報の共有化等	景品表示法に違反する行為に対する措置について、事件処理件数、排除命令を行った事件の処理期間等の事件処理状況を指標とし、これらの措置が適正に行われたか、有効かつ効率的に行われたかなどの観点から評価する。	30
11	審査関係	Ⅱ「公益事業分野、知的財産権関連分野等における独占禁止法違反行為に対して厳正かつ積極的に対処し、これらを排除することにより、公正かつ自由な競争を維持・促進。」	Ⅱ「公益事業分野、知的財産権分野における独占禁止法違反事件については、タスクフォースを設置し事件処理を行っているところ、同タスクフォースを一層活用するなど、独占禁止違反行為に対し迅速かつ厳正に対処」	独占禁止法違反行為に対する措置について、法的措置等を行った事件の処理件数、処理期間等の状況を指標とし、これらの措置が適正に有効かつ効率的に行われたかなどの観点から実績評価を行うとともに、排除措置の代表的事例を取り上げ、当該措置によってどのような経済的効果が得られたかなどを測定・検証することにより、当該排除措置の運用が公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効に機能しているかなどの観点から総合評価を行う。	265